

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の 税務上の取り扱いが変更になりました

このたび、遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることにしました。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている人については、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

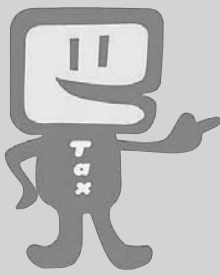
お手数をおかけしますが、必要な手続き(更正の請求または確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。この取り扱いの変更の対象となる人や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。か、熊本東税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い人は平成22年12月末還付できる期限となりますので、早めの手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も対象となります。

問い合わせ先 熊本東税務署

☎ 369・5566 (自動音声案内)



所得税、消費税の
確定申告書の作成は
国税庁ホームページが
便利です

※ご自宅のパソコンで作成した申告書を税務署へ提出できます。

国税庁のホームページに「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税や消費税に関する申告書を作成することができます。

作成した申告書は、印刷して税務署に提出することができます(郵送可)ので、申告会場へかける手間がはぶけ便利です。また、各種申告書等の様式や、申告書に添付することとされている主な明細書等の様式をダウンロードすることもできます。



例えば、こんな人の申告に便利です。

- ◇年金を受給している人
- ◇給与所得があり年末調整が済んでいない人
- ◇医療費控除を申告する人
- ◇住宅借入金等特別控除を申告する人

●詳細な情報については、次のホームページをご覧ください
e-Tax (国税電子申告・納税システム)
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告用

国民健康保険税 「納付確認書」を お送りします

あなたが納められた国民健康保険税は、年末調整や確定申告の際に申告されますと、所得控除(社会保険料控除)の対象となります。

そこで、本年中(12月まで)に国民健康保険税を納められた世帯主に対し、「国民健康保険税納付確認書」を、年明け1月下旬にお送りします。

早めにご確認書が必要な人は、役場税務課窓口で発行しますので、12月中旬に納付された分の領収書をご持参ください。

なお、窓口での交付につきましては、個人情報の保護のため「納税義務者」「納税義務者と同一世帯の人」または「納税義務者の委任状を持つ人」をその対象とさせていただきます。

問い合わせ先

役場税務課 住民税係

☎ 286-3111 内線 355、141、142